

令和 7 年第 1 回嘉島町議会定例会

提 案 理 由 説 明 書

条 例 制 定	8 件
議 決	1 件
補 正 予 算	6 件
当 初 予 算	7 件
合 計	2 2 件

○ 議案第 6 号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
分掌事務を見直すことにより行政組織の効率化を図るため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第 7 号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議案第 8 号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上 2 件の議案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 9 号 嘉島町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

施設利用者の利便性の向上を図るため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 10 号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例を改正する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 11 号 嘉島町消防団員の定員、任免服務等に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

消防団員数の減少により、条例定数と実団員数に乖離が生じていることに伴い、実情に応じた適正な定数管理を図るため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律が公布の日（令和 6 年 6 月 26 日）から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第 14 号 益城町町道の路線認定に伴う承諾について

町道認定について承諾したいので、道路法第 8 条第 4 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第 15 号 令和 6 年度嘉島町一般会計補正予算（第 9 号）について

令和 6 年度嘉島町一般会計補正予算（第 9 号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 9,483 万円を減額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ 83 億 8,752 万 3 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 16 号 令和 6 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号) について

令和 6 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 565 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 2,265 万 8 千円と

しました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 17 号 令和 6 年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
について

令和 6 年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 785 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 9,499 万 1 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」と

おりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 18 号 令和 6 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 157 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,350 万 3 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入

歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 19 号 令和 6 年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
について

令和 6 年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第 1 款 水道事業収益、第 1 項 営業収益に 24 万円、第 2 項 営業外収益に 7 千円追加し、総額を 5,606 万 3 千円としました。

支出においては、第 1 款 水道事業費用、第 1 項 営業費用から 154 万 6 千円減額し、総額を 5,413 万 2 千円としました。

また、資本的収支予算のうち、収入において、第 1 款 資本的収入、第 2 項 企業債から 1,110 万円、第 4 項 県補助金から 555 万 2 千円減額し、総額を 4,323 万 1 千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費

から 121 万 4 千円減額し、1,123 万 5 千円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和 6 年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

○ 議案第 20 号 令和 6 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
について

令和 6 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第 1 款 下水道事業収益、第 2 項 営業外収益から 542 万円減額し、総額を 4 億 7,309 万 3 千円としました。

支出においては、第 1 款 下水道事業費用、第 1 項 営業費用から 356 万 5 千円減額し、総額を 4 億 3,367 万 4 千円としました。

また、資本的収支予算のうち、収入において、第 1 款 資本的収入、第 4 項 国庫補助金に 87 万円追加し、総額を 4 億 1,714 万 3 千円とし

ました。

支出においては、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費から54万1千円減額し、総額を5億8,776万9千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費から279万7千円減額し、1,832万2千円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的支出予算の補正金額の詳細につきましては、令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

○ 議案第21号 令和7年度嘉島町一般会計予算について

令和7年2月公表の内閣府の月例経済報告によれば、我が国経済は「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」としており、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、

欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」との基調判断がなされております。

また、政府は、政策の基本的態度として、「経済財政運営に当たっては、デフレ脱却を確かなものとするため、『経済あつての財政』との考え方に立ち、『賃上げと投資が牽引する成長型経済』を実現していく。」としております。

地方財政については、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、交付団体を始め地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和 6 年度地方財政計画の水準を下回ら

ないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずるとしております。

本町においては、宅地開発による定住促進及び企業誘致による雇用創出の取組により、人口は増加を続けており、人口増加率でも県内で上位に位置するなど発展を遂げております。一方で、公共施設の老朽化や児童・生徒の増加に伴う公立学校の教室不足といった課題に直面する中、嘉島町総合計画及び嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた重要政策を着実に推進するため、各種施策の優先順位の厳しい峻別により重点化を進め、事務事業の見直しや再構築はもとより、歳出全般にわたり更にスリム化・効率化を聖域なく進める必要があります。

依然として厳しい地方財政の状況下ではありますが、これまで取り組んできたまちづくりの成果によって、健全な財政運営の維持に努めてきたところであり、嘉島町総合計画の基本理念であります「活力と

うるおいに満ちた田園文化都市－住んで良かった！水の郷 嘉島－」を着実に実現するため、学校教育施設整備事業、土地区画整理事業をはじめとする都市計画関連事業、上下水道整備事業、農業振興等の諸事業、更には高齢化等による社会保障事業、少子化に対する施策やこども子育て支援など、多くの政策課題を着実に進めていかなければなりません。

以上のような基本的考えの下に令和7年度の一般会計予算の編成を行いました。

予算規模につきましては、80億2,974万4千円となり、前年度に比べ4億1,275万2千円（率にして4.9%）の減となりました。

歳入につきましては、町税や繰入金等の自主財源45.3%に対し、地方交付税、国・県支出金、町債等の依存財源54.7%の構成となり、自主財源の総額は前年度に比べ8,758万8千円（率にして2.5%）の増となりました。

自主財源の軸となる町税は、町民税、固定資産税及び軽自動車税等の増に伴い前年度比 2.8% 増の 18 億 7,935 万 2 千円を見込額として計上しました。その他、分担金及び負担金 6,096 万 6 千円、使用料及び手数料 6,608 万 8 千円を現行制度により、また、財産収入 318 万 1 千円、寄附金 4 億 8,100 万円及び諸収入 3,398 万 4 千円を見込額として計上しました。繰入金 10 億 7,677 万 8 千円のうち 4 億 2,000 万円は、一般財源の不足額を補うため財政調整基金を取り崩し、その他、ふるさと応援寄附基金 5 億 4,000 万円等を繰り入れるものであります。繰越金は 3,000 万円としました。

一方、依存財源としまして、地方交付税に前年度比 2.5% 増の 12 億 5,000 万円を計上したほか、国・県支出金には、施設型給付費負担金 5 億 9,250 万円、障害児施設給付費負担金 1 億 2,375 万円等を含む 19 億 7,422 万 1 千円、地方譲与税 4,150 万 6 千円、利子割交付金 65 万円、配当割交付金 311 万 5 千円、株式等譲渡所得割交付金

722 万 1 千円、法人事業税交付金 1,620 万 5 千円、地方消費税交付金 3 億 446 万 4 千円、環境性能割交付金 636 万 7 千円、地方特例交付金 2,696 万 7 千円、交通安全対策特別交付金 147 万 9 千円をそれぞれ交付基準に基づき計上しました。町債 7 億 6,620 万円は、学校教育施設等整備事業債 5 億 1,840 万円及び長寿命化事業債 6,300 万円等を借り入れるものであります。

次に歳出について、性質別に説明いたします。性質別には義務的経費 39.7%、経常的経費 26.0%、投資的経費 22.0%に大別されます。

義務的経費 31 億 9,007 万 6 千円のうち、人件費につきましては、現給を基礎として 8 億 3,802 万 8 千円を計上しました。扶助費は交付基準により 15 億 7,997 万 4 千円、公債費は償還計画に基づく元金及び利子の償還金を 7 億 7,207 万 4 千円計上しました。

経常的経費に 20 億 8,111 万円計上しました。物件費につきましては、10.7%の増となり、維持補修費につきましては 55.9%の増となり

ました。また、補助費等につきましては 5.4% の増となりました。

投資的経費に 17 億 7,155 万 8 千円計上しました。普通建設事業費は、嘉島東部台地土地区画整理事業費、嘉島東小学校増築事業費及び中学校給食配膳室増築事業費などで、29.4% の減となりました。

そのほか、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金として 3 億 7,617 万 5 千円、積立金 4 億 8,145 万 6 千円を計上し、予備費は 3,994 万 7 千円としました。

予算の内容につきましては、別途予算説明資料を添付しております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」のとおりであります。

地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債

の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」のとおりであります。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を4億円としました。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

- 議案第22号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計予算について
急速な少子高齢化社会の進展に伴い、社会環境が大きく変化する中で、わが国の社会保障、特に医療費の増大は、直面する大きな課題となっ

ております。

平成 30 年度からは、国民健康保険制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事務の確保等、国民健康保険事業運営の中心的役割を担っており、持続可能な医療保険体制を構築するためには、引き続き市町村も大きな役割を担っていくことが求められています。

令和 6 年 12 月 31 日現在、国民健康保険世帯数 1,061 世帯、被保険者数 1,632 人であります。前年同期に比べ 47 世帯の減、被保険者 104 人の減となっております。

保険者に義務化された特定健康診査・特定保健指導については、受診率及び実施率の向上を図り、生活習慣病の発症及び重症化の予防に引き続き取り組んでまいります。また、医療費適正化のため、保健事業に積極的に取り組むことにより、均衡のとれた保険財政運営ができるよう、なお一層の努力をしていかなければならないと考えており

ます。

これらを踏まえ、令和 7 年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 1,260 万 3 千円としました。

歳入につきましては、保険税等の自主財源が 19.3%、県支出金等の依存財源が 80.7%の割合となっております。

自主財源の軸であります保険税は、総額で対前年度比 2.8%減の 1 億 9,634 万 7 千円を見込額として計上しました。この中には介護保険事業の納付金及び後期高齢者支援金分が含まれております。また、使用料及び手数料 4 万円、財産収入 5 千円、繰入金のうち、基金繰入金に 100 万円、諸収入 11 万 1 千円をそれぞれ計上し、繰越金は 1,794 万 3 千円としました。

依存財源として、県支出金 7 億 3,080 万 2 千円を計上しました。繰入金のうち、一般会計繰入金 6,635 万 6 千円は、保険基盤安定、出産育児一時金及び国保財政安定化支援事業等に充当するため計上

しました。

歳出につきましては、総務費に 1,390 万 5 千円、保険給付費に 7 億 739 万 5 千円計上しました。国民健康保険事業費納付金に 2 億 5,568 万 2 千円、共同事業拠出金 1 千円、保健事業費 2,228 万 2 千円、基金積立金 5 千円、諸支出金 100 万 2 千円を計上し、予備費を 1,233 万 1 千円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を 8,000 万円としました。

地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定による歳出予算の流用は、各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 23 号 令和 7 年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算について

貸付事業制度は、平成 8 年度に終了し、貸付総数 87 件のうち 65 件は既に完済され、昨年度までに 3 件を不納欠損として処理しました。残る 19 件は依然長期滞納となっておりますが、うち 1 件はある程度順調な返済がなされております。長期滞納の中には、償還者死亡や熊本地震により消失した家屋もあることから、今後、滞納者と個別に相談を行い、計画的な返済を求めていかなければなりません。

これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 万円としました。

歳入のうち、1 款 繰越金 20 万円は、前年度繰越金であります。

2 款 諸収入 10 万円は、貸付金元利収入であります。

歳出のうち、1 款 事業費 16 万円は、物件費であります。 2 款 予備費を 9 万円計上しました。 3 款 諸支出金 5 万円は一般会計への繰出金であります。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 24 号 令和 7 年度嘉島町介護保険特別会計予算について

介護保険制度は、創設から 23 年が経ち、要介護（要支援）認定者数は制度創設時の 2 倍を超え、介護が必要な高齢者を社会全体で支えるしくみとして定着、発展してきました。高齢者数は今後も増加し、高齢化が進展する中、介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代

が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、更にはその先の高齢者人口がピークとなり現役世代が急減する 2040 年を見据えて、高齢になっても住み慣れた地域で活力と生きがいを持って暮らせるよう、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代を超え繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の考えを踏まえ、継続して医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

今後も地域包括支援センターと連携を密にし、高齢者が安心して生き生きと暮らすことができるような支援を継続してまいります。

令和 6 年 12 月 31 日現在、65 歳以上の第 1 号被保険者数は、2,582 人、介護保険の認定者数は 533 人、そのうち介護サービスの利用者が 410 人となっており、その内訳は居宅サービス利用者が 312 人、地域密着型サービス利用者が 46 人、施設サービス利用者が 52 人となり、介護給付費の伸びも年々増加しています。

これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 4,277 万 9 千円としました。

歳入につきましては、保険料等の自主財源が 20.0%、国庫支出金等の依存財源が 80.0%となっております。

自主財源として、保険料 1 億 5,750 万 5 千円、使用料及び手数料 1 万円、財産収入 1 万円、諸収入 2 万円を見込額とし、繰越金として 3,000 万円を計上しました。

依存財源として、国庫支出金 2 億 1,036 万 7 千円、支払基金交付金 2 億 3,169 万円、県支出金 1 億 2,037 万円をそれぞれ交付基準により計上しました。繰入金は、一般会計及び介護給付費準備基金から 1 億 9,280 万 7 千円を繰り入れるものであります。

歳出につきましては、総務費に 2,664 万 7 千円、保険給付費に 8 億 2,540 万円、基金積立金 1 万円、地域支援事業費 4,314 万 9 千円、諸支出金 377 万 8 千円を計上し、予備費を 4,379 万 5 千円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を 5,000 万円としました。

地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定による歳出予算の流用は、各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 25 号 令和 7 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算について

高齢者の医療の確保に関する法律において、平成 20 年度から後期

高齢者医療制度がスタートして 18 年目を迎えます。

町としましては、運営主体である後期高齢者医療広域連合と一体となり、その役割を分担しながら業務を進めてまいります。

令和 6 年 12 月 31 日現在、対象者は 1,452 人ではありますが、前年同期に比べ 46 人増加しております。

令和 7 年度の予算は、現対象者を基本に歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,193 万 6 千円としました。

歳入につきましては、自主財源として後期高齢者医療保険料 1 億 3,751 万 3 千円及び諸収入等 465 万 6 千円の 78.1% に対し、依存財源は、一般会計繰入金 3,976 万 7 千円で 21.9% の構成比となっております。

歳出につきましては、総務費に 495 万円、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 7,236 万 6 千円、保健事業費 431 万 9 千円、諸支出金に 20 万 1 千円計上し、予備費を 10 万円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を 1,000 万円としました。

なお、歳入歳出予算の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 26 号 令和 7 年度嘉島町簡易水道事業会計予算について

簡易水道事業につきましては、令和 3 年 10 月から給水を開始し、順次整備を進めております。

令和 6 年度につきましては、北甘木地区に配水管布設工事を実施しました。

令和 7 年度につきましても、東部台地土地区画整理事業区域とその周辺部で整備を進めていく予定としております。

第2条 業務の予定量は、給水戸数 108 戸、年間総給水量 2 万 736 m³、1 日平均給水量 56.88 m³を予定しています。また、主な建設改良事業として、配水管布設工事を予定しています。

公営企業会計予算では、経常的な営業収支予算である「収益的収支予算」と建設収支予算である「資本的収支予算」に、その性質によって区分して内容を明確にしています。

第3条 収益的収支予算につきましては、収入総額 6,634 万 1 千円、支出総額 6,634 万 1 千円としました。

収入につきましては、第1項 営業収益に 384 万 3 千円、第2項 営業外収益に 6,249 万 8 千円を計上しました。

支出につきましては、第1項 営業費用に 6,117 万 6 千円、第2項 営業外費用に 316 万 5 千円を計上し、第4項 予備費を 200 万円としました。

第4条 資本的収支予算につきましては、収入総額 6,877 万 2 千円、支出総額 6,782 万 4 千円としました。

収入につきましては、第 1 項 出資金に 1,342 万 2 千円、第 2 項 企業債に 3,690 万円、第 3 項 国庫補助金に 1,845 万円を計上しました。

支出につきましては、第 1 項 建設改良費に 6,120 万 6 千円、第 2 項 企業債償還金に 661 万 8 千円を計上しました。

第 5 条 企業債につきましては、起債の目的は簡易水道事業、限度額は 3,690 万円、起債の方法は、証書借入としました。利率及び償還の方法は記載のとおりです。

第 6 条 一時借入金の限度額は、3 億円としました。

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用及び建設改良、企業債償還金の間の流用としました。

第 8 条 議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費 1,578 万 2 千円としました。

第 9 条 簡易水道事業の経営補助のため一般会計からこの会計へと

補助を受ける金額は、5,218 万 1 千円としました。

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、69 万円としました。

なお、予算の詳細につきましては、「予算に関する説明書」をご参照ください。

○ 議案第 27 号 令和 7 年度嘉島町下水道事業会計予算について

下水道事業につきましては、平成 17 年 9 月に供用を開始し、順次整備を進めております。

令和 6 年度におきましては、西村地区、井寺地区、高田地区及び上仲間地区の管渠築造工事を実施しました。令和 7 年度におきましても、引き続き西村地区、井寺地区、高田地区及び上仲間地区の管渠等の整備を進めるとともに、浄化センターの水処理施設増設に伴う基本計画を進めていくこととし、予算編成を行いました。

公営企業会計予算では、経常的な営業収支予算である「収益的収支

予算」と建設収支予算である「資本的収支予算」に、その性質によって区分して内容を明確にしています。

収益的収支予算につきましては、収入総額 4 億 7,462 万 6 千円、支出総額 4 億 4,977 万 9 千円としました。

収入につきましては、第 1 項 営業収益に 1 億 8,525 万円、第 2 項 営業外収益に 2 億 8,937 万 6 千円を計上しました。

支出につきましては、第 1 項 営業費用に 3 億 9,421 万 2 千円、第 2 項 営業外費用に 5,346 万 7 千円、第 3 項 特別損失に 10 万円を計上し、第 4 項 予備費を 200 万円としました。

資本的収支予算につきましては、収入総額 5 億 50 万円、支出総額 6 億 7,713 万 2 千円としました。

収入につきしては、第 1 項 出資金に 7,600 万円、第 2 項 企業債に 1 億 9,350 万円、第 4 項 国庫補助金に 2 億 3,100 万円を計上しました。

支出につきましては、第 1 項 建設改良費に 4 億 9,342 万 8 千円、

第2項 企業債償還金に1億8,270万4千円を計上し、第5項 予備費を100万円としました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,663万2千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,340万5千円、当年度分損益勘定留保資金1億3,302万1千円、減債積立金2,020万6千円で補てんするものとします。

一時借入金の限度額は、4億円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,690万8千円としました。

下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億4,300万円としました。

なお、予算の詳細につきましては、「予算に関する説明書」をご参照ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。